

## 災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について（お知らせ）

令和3年9月30日  
土木建築局 技術企画課

### 1 趣旨

平成30年7月豪雨に加え、令和3年7月豪雨や8月豪雨等の災害が頻発している中、災害復旧工事等について、受注者の工期短縮に向けた取組を評価し、更なる事業進捗を図る。

### 2 内容

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等<sup>※1</sup>において加点を行う。

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への 加点
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した。 (令和3年7月豪雨(7月7日)以降の取組みが評価の対象)	+1.2点 (+3.0点 <sup>※2</sup> ×0.4 <sup>※3</sup> )

※1 「創意工夫」で加点する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う。

※2 考査項目別運用表の「創意工夫」における加点。

※3 工事成績評定点における評定者（立会人）の割合。

### 3 工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・ 県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・ 建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・ 2次製品使用や工法変更
- ・ 労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

### 4 対象工事

災害復旧工事等（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

### 5 施行期日

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する。終期日は別途定める。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））